

第36回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月8日(火)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター

3 定数及び現員数 定員16名 現員15名

4 出席委員 15名

1番 小倉哲也

2番 山寄和雄

3番 栗原寛光

4番 陸野光男

5番 小泉勝彦

6番 石川和利

7番 石渡正明

8番 関巖

9番 渡邊美代子

10番 田中幸一

11番 切替一弥

12番 渡辺義一

13番 注連野千佳代

14番 時田善夫

15番 中山明

5 欠席委員 なし

6 出席事務局職員 4名

齊藤事務局長

鈴木主幹

山田主査

高橋副主査

◎開 会

令和4年3月8日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 改めまして、こんにちは。お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。第36回という、この委員でやる最後の総会になるかと思っています。初めから台風で始まってコロナで終わるという大変な3年間でした。皆様のご協力をおもちまして、最後の総会を迎えることができました。ちょっと寂しいようなうれしいような、どっちかよく分からない気持ちでございますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日は、大変案件が多くなっております。皆様方の慎重な審議をお願い申し上げまして、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまより第36回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、1番、小倉哲也委員から本日遅れる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

2番、山崎和雄委員、3番、栗原寛光委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年2月16日付で申請書の提出がありました。申請

内容は、市内在住の個人が市内在住の親族から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、労働力不足のため贈与をしたいとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作上便利であることから、贈与を受けたいとのことです。

先ほどの差替えのほうの総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は飯富字惣吹です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、耕耘機、農用車を所有しています。その他の農機具については、地元農業者から借り入れ、また乾燥調製は農協に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で160日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が91アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。現地を確認したのが2月21日、事務局の山田さんと一緒に行きました。現地では、今事務局のほうから説明がありましたとおり、きれいに管理されておりますので、別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年2月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、遠方で不便なため、売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作上便利であることから、売却の申出を受けるとのことです。

総会資料4ページの位置図を御覧ください。場所は大曾根字輪ノ内です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は畑で、耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、農用車を所有しています。田植機、コンバインはリースで使用しており、乾燥調製は委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が256アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。2月22日午後1時半に事務局の山田さんと現地確認をいたしました。現場は、その写真に載っているとおり、きれいに現在も耕作されておりました。引き続きその耕作は続けていくということで、何ら問題はないものと感じました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年2月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、後継者もおらず、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作する上での利便性から、売却の申出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図を御覧ください。場所は三箇字向井原です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は畑で、耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、耕耘機、田植機、トラクター、農用車を所有しています。刈り取り、乾燥調製については、地元農業者に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で630日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が104アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、注連野千佳代委員。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。2月22日10時30分から事務局の山田さんと一緒に現地を確認しました。地図を見てお分かりのとおり、譲受人の所有地とつながっている農地にして、譲受人もこちらで野菜は栽培しております。この件は、特に問題となる場所は見受けられませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和4年2月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人の農地に賃貸借権を設定しようとする案件です。

譲渡人は、耕作をさせていた従業員が独立するため、貸し付けたいとのことです。譲受人は、従業員として耕作していた農地を借りて独立するため、借り受けたいとのことです。

総会資料10ページの位置図を御覧ください。場所は、川原井字多津辺谷及び字馬瀬戸です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されておりました。

本案件につきましては、譲渡人が代表となっている法人に所属して農作業を行っていた譲受人が独立して農業経営を開始するに当たり、賃貸借権を設定する案件です。農地は、全てそれまで譲受人が農作業をしていた農地であり、また賃料として支払う以外の収穫物についても、全量を譲渡人の法人に出荷されることから、農作業受委託に近い形態となっております。

総会資料13ページから15ページに参考として、法人を通して販売される際の写真を添付しております。通常の主食用米のほか、赤米等も生産しているとのことです。

なお、譲受人は市外在住ですが、所在地の農業委員会に確認したところ、耕作地はなかったため、実態証明書等の添付はありません。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、現在所有している農地はありません。

農機具等については、農用車、田植機を所有しています。その他必要な農機具については、引き続き譲渡人が所有する農機具を使用する予定となっております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で160日従事予定であり、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、許可後の耕作面積が60アールとなるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作をしていくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。2月24日9時40分より事務局の山田さんと現地を見てきました。現地は、既に耕作されており、何ら問題がないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○12番（渡辺義一君） 1つ聞いていいですか。12番、渡辺ですけれども、これ山間地にあつて、イノシシの被害とかはこういった形になっていきますか、対策とか。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。周りには電気等の設置をしてあるだけです。だから、半分ぐらいは駄目になってしまうこともある。だから、それで赤米とか違う品種をやって、少しでも利益が上がるようにしたいと言っていました。だから、この人がやらなくなるとイノシシの巣みたいになってしまうので、何とか現状維持でやっていきたいと言っていました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和4年2月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人の所有する農地に賃貸借権を設定しようとする案件です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もいないため、貸付けしたいとのことです。譲受人は、自宅に近く、耕作上便利であることから、賃貸借の申出を受けるとのことです。

総会資料16ページの位置図を御覧ください。場所は、川原井宇寺原台ノ壱です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は畑で、耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で750日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が642アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。2月24日10時過ぎから事務局の山田さんと現地を見てまいりました。現地は、写真のとおり既に耕作されており、何ら問題がないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号6についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和4年2月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、営農していないため、売却したいとのことです。譲受人は、勤務地に近く、耕作上便利であることから、購入したいとのことです。

総会資料19ページの位置図を御覧ください。場所は、林字ネズコヤツ及び字下枯松です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は畑で、管理及び耕作されておりました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書と、その次のページに申請者住所地の実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、君津市の農地に非耕作地がありますが、住所地の農業委員会に問い合わせる等して確認した結果、水利もなく、山林化しており、農地としての復旧は困難な状態であるため、効率利用要件を満たしております。

農機具等については、耕耘機、トラクター、田植機、草刈り機を所有しており、水稻の乾燥調製については地元の農業者に依頼しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積から非耕作地を除いた面積が190アールとなっております、

50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。2月24日10時30分頃から事務局の山田さんと現地を見てまいりました。現地は既に整備されておりまして、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（整理番号6）

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請及び議案第3号の6については、関連があるため、議題といたします。

議案第2号及び議案第3号の6について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号1及び議案第3号の整理番号6について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案の4ページ、そして6ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が市外在住の個人1名

から農地1筆を買い取り、所有する農地1筆と合わせた446平方メートルを庭兼駐車場に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和4年2月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図を御覧ください。申請地は、平岡小学校の北側約400メートルに位置する農地で、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されま

す。

総会資料24ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、土地利用計画図のとおり庭兼駐車場として整備する計画となっております。

排水計画については、汚水雑排水は発生せず、雨水は自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料24ページから26ページに立面図を添付しております。

27ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。2月28日10時より事務局の高橋さんと現地を確認いたしました。現地は、もう何年も前から耕作されているような状態ではなくて、総会資料27ページの写真を見ていただくと分かりますが、家が建っていますけれども、家のすぐ前で駐車場ということで、もう場所的にも農地にするような場所ではありませんでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○8番（関 巖君） 8番の関です。議案の4ページです。4ページと6ページが関連するというところでさっき説明があったのですが、4ページの方は転用内容は畑を駐車場にしたいということだけでいいのでしょうか。貸借とか売買とか相手がいるのではなくて、自分の土地の利用目的を変えろということよろしいのでしょうか。

○事務局長（斉藤明博君） こちらについては、所有権は申請人のほうに今なっている状況で、そこを農地を外して庭兼駐車場にしたいということで、農地法第4条の許可申請ということになっております。

○8番（関 巖君） それと併せて、売買でさらに土地を取得するというので、これを2つ行うということよろしいですか。

○事務局長（斉藤明博君） 今ご指摘のあったとおりでございます。自己所有地だけではなく、隣接地を売買により取得した上で利用していくという申請も一緒に出しております。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。住宅にということは、この方の家の隣の土地ということなのででしょうか。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。おっしゃるとおりです。もともと市外の方なのですが、別荘のような使い方をされているようでして、その隣接農地を庭兼駐車場に転用したいという案件になります。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号及び議案第3号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号及び議案第3号の6については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（整理番号1～5）

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、建て売り分譲住宅用地に転用しようとするものであり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和4年2月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料28ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約900メートルの位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料29ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、土砂による造成後、7棟の戸建て住宅を総会資料29ページのとおり建築する計画となっております。

排水関係については、汚水、雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、新設道路内の側溝へ排水します。また、雨水については、各宅地内に雨水抑制槽を設置の上、抑制し、オーバーフロー分を新設道路内

の側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、会社関係者からの借入金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料30ページから33ページに平面図及び建物立面図を添付しております。

総会資料34ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。2月24日10時半頃、事務局の高橋さんと現地を確認しました。この周辺は、もう長い間水田が耕作されていないところであって、これを転用したとしても周辺の農地に及ぼす影響はないものと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。議案5ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、子の自己用住宅の建築敷地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和4年2月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料35ページの位置図を御覧ください。申請地は、昭和中学校の南側約400メートルに位置す

る農地で、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料36ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画図では、2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連につきましては、汚水雑排水は合併処理浄化槽にて処理の後、前面道路の既存側溝へ排水し、雨水については、雨水浸透ますに集水後、自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料37ページから38ページに建物平面図を、39ページに建物立面図を添付しております。また、40ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。2月24日の10時頃、事務局の高橋さんと現地を確認しました。現地は、譲受人の住宅が建っている土地の隣の土地で、そこを買い受けて子供の住宅を建てたいということで、周辺はかなり宅地が建っておりまして、特に他の農業への影響はないものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3ないし議案第3号の5については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号3から5についてご説明いたします。

議案5ページ及び6ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市外在住の個人3名から農地4筆を買い取り、一般専用住宅に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

本申請地は、本申請の譲渡人が過去に転用許可を受けましたが、資金等の理由から転用を行うことができなかつたため、本申請の譲受人が転用許可申請を提出することで君津農業事務所に確認を取っております。なお、本件については令和4年2月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料41ページの位置図を御覧ください。申請地は、平岡小学校南側約400メートルに位置する農地で、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料42ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は合併処理浄化槽にて処理の後、前面道路の既存側溝へ排水する計画となっております。雨水についても、前面道路の既存側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料43ページに建物平面図を、44ページに建物立面図を、45ページから46ページに設置する物置等の資料を添付しております。

47ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、注連野千佳代委員。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。2月22日10時45分頃、事務局の高橋さんと現地を確認しました。此処、現地は、この一面はもう既に住宅地となっております、長年もう農地ではありませんことから、支障はないと思われまふ。皆さん、ご審議よろしくお願ひします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3ないし議案第3号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3ないし議案第3号の5については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、前回の総会において継続審議案件となっております議案第4号の整理番号1、蔵波字中六の開発行為に関する変更許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。

資料の配付が終わるまで、いましばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○事務局長（斉藤明博君） 前回の総会におきまして、委員から7つのご要望のほうをいただいているところでございます。今回事務局のほうでご用意させていただきました資料についてでございますけれども、こちらのほうをご説明させていただきたいと思っております。

お配りいたしましたのが、こちらは以前の総会で審議したときも御覧になっているものかと思っておりますけれども、現地の平面図でございます。それを1枚めくっていただきますと、これは皆さんまだ御覧になっていないかと思うのですけれども、擁壁の構造を示す図面でございます。擁壁のほうなのですけれども、周りで一番下から一番上までの高さがおのおの違っておりますので、幾つかの擁壁の工事のパターンが記載されております。次のページは、ブロック積み擁壁、石積み擁壁ですけれども、このような構造で造るといようなものがついております。

そして、次のページは、あまり高さが高くないところにはL型の擁壁を設置して土留めにするということで、そちらの図面が添付されているということになります。それが1つです。

それと、昨日建設経済常任委員会が開催されまして、本件につきましては所管事務調査が行われております。そのときに委員会の皆様にお配りした資料を皆様のほうにもご用意をさせていただきました。こちらにつきましては、以前に皆様に一度お配りしている資料がありますけれども、そちらのほうと、後ろのほうに行きますと最近のことも追加してあります。

それと、次は図面なのですけれども、こちら一度皆様の総会の審議のときに見ていただいたものかと思っておりますけれども、そちらを添付しております。

次のページが都市整備課のほうで開発許可に係る手続についての経緯をまとめたものということで添付をさせていただきました。そして、皆様のほうにはカラーが行っているかと思うのですけれど

も、現地の写真のほうを撮影したものを添付しています。現状ではこのような状況になっているということで、ご理解いただければと思います。

それと、もう一つ、公図のほうということで要求がございましたので、公図の写しのほうをつけさせていただきましたが、最新の所有者がどうなっているかというところもありましたので、法務局で公用申請で登記事項証明書を頂いてまいりました。なので、合わせ公図の写しのほうには所有者がないのですけれども、こちらのほうを周辺の部分も取ったもので添付をさせていただいております。

前回の総会の後、開発行為の建築工事の実施主体であります〇〇〇〇さんのほうには、お電話で総会の結果のほうはお伝えをさせていただきました。その中で、同意書の取得、あるいは説明会の開催といったお話もさせていただいたところですが、そのお電話では行くとか聴取するといったようなお返事は聞いておりません。昨日の建設経済常任委員会の所管事務調査の中においては、説明会においては都市整備課のほうから〇〇〇〇さんのほうに何度となくお話をされているというようなことで答弁があったところです。

というような状況で、農業委員会として農地の転用で説明会というのは今までやったことがないと思われまので、そういったことをご要望いただいているところなのですが、なかなか農業委員会のほうがやるというのはちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

運営委員会の開催のほうも要望があったところなのですが、運営委員会につきましては、なぜ開かなかったのかというようなお問合せをいただくこともあるのかなとは思いますが、前回の再審議において、農地の転用をして、開発してアパートを建設することに関して一度結論を得ているものとなります。それを再度運営委員会というような形になるのは再々審議に当たってしまうのではないかとというようなところもありまして、提供できる資料のほうも、新たな事実が発覚して、皆様にご相談しなければならぬような事象があれば当然ご相談することになるのですが、現状においてはそこまでの資料もない中で運営委員会を開催するというのはできなかったということで、会長のほうにもご相談させていただいた結果、開催しなかったということになります。

周辺の造成工事について、いろいろと安全なのかどうかといったお問合せをいただくことが多いのですが、昨日の都市整備課のほうのお話では、開発行為の許可のときに周辺の造成工事についても当然設計図書の検査をしておりますし、まして建築確認申請の際に詳しく調査も入るといったようなことも聞いておりますので、その範囲で法的な安全の確保は保たれているのではないかとというようなことで、今後検査のほうもしっかりやって安全が確保できるようにというようなことで答弁があったところでございます。

以上が昨日の建設経済の所管事務調査も含めてお話をした経緯ということになります。本日は、当然議案として皆様に審議していただきたいということで議案に載せているわけですが、さらに継続するというのであれば、何を審議するのかといったところ、期間の延長に対して、いいのか悪いのかといったところの審議ということになるので、以前再審議において不許可相当とい

入っているところがあるかと思えます。ここが先ほど申し上げました造成協力地のほうののり面となる部分で、擁壁のほうはこののり面のところの際の部分です。こちらのほうに茶色く塗られている道路の脇のところには石積みの擁壁、さっきのページ数で言うと2ページ目のこちらの擁壁が形成されるということになろうかと思えます。

○8番(関 巖君) 場所をもう一度。

○事務局長(斉藤明博君) ちょっと口頭では分かりづらいのですけれども、こうですかね。下が上になっているので、ここの公園の脇に道路がL字型であるのですけれども、公園の脇のところのこの部分です。ちょっと図面でははっきりと見えないのですけれども、この部分に石積みの擁壁ができて、その下はのり面形成でやられるというふうに向っておりますし、実際にもうこの下のほうののり面はあらかじめ工事のほうは終了しているのを確認しております。

○8番(関 巖君) それは、公図のほうで言うと〇〇〇〇番地になるのですか。

○事務局長(斉藤明博君) 構造物ができるのは、今回の申請地である〇〇〇〇番地のほうに構造物ができるということになります。

○8番(関 巖君) 確認なのですけれども、地元の説明会を開くようにと、地元からも要望が何度も出ていて、農業委員会としてはちょっとなじまないということで、都市整備課から何度か〇〇〇〇に要請はしたと。しかし、説明会は実際行われていないということでもよろしいですね。

○事務局長(斉藤明博君) 都市整備課のほうとも協議をさせていただいているところなのですが、宅地開発事業の指導要綱の中では説明会の義務づけといった部分がございますので、お願いはできるけれども、義務としてやっていただくというところまではちょっと見込めないというようなことを伺っております。

○8番(関 巖君) のり面の工事が一部進んでいるということなのですが、完成はいつ頃を予定していますか。

○事務局長(斉藤明博君) 今回期間の延長ということで変更申請をいただいているところなのですが、いわゆるのり面の形成工事についてはおおむね終了しておりますが、これから擁壁等の工事に入っていくのかなということなのですが、現状では敷地内の土砂の量が多いというようなこととお話を伺っております、そちらのほうをどうするかによって、その土を片づけてからでないといけないと恐らく擁壁の工事には入れないのかなと思われますので、それが片づいて周りの擁壁をやった上で、そちらのほうの山側に近いところの建物の基礎工事に入っていくという段取りになるかと思えますので、ちょっと現状でいついつまでというのが今回申請をいただいている議案参考資料のほうに添付しているスケジュールで確認する以外の手だてがないということです。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。擁壁の施工なのですけれども、今現状計画地盤プラス3,500、これ以上の土砂を場外に搬出するというのもよろしいでしょうか。

○事務局長(斉藤明博君) ちょっと写真のほうに写っていないかもしれないのですけれども、こちら

のほうからアパートを建てているのですけれども、こっちのほうはまだ土がある程度盛ってある状況なので、この辺りは。その量が当初の施工する量より多いというようなことでご相談が来ているような状況で、その処理についてどうするのかというのを今検討されているというふうに伺っています。

○3番（栗原寛光君） この擁壁以上の土砂がそのまま残ってしまうと、また崩落の問題とか、そういうのが出てくるわけで、安全面から見て、その土砂はこの敷地から撤去するべきではないかというふうに思います。

○事務局長（斉藤明博君） 現状では、まだどっちにするか、場内敷きならしにするのか撤去にするのかといったところが決まっていけないようなのですけれども、場内敷きならしにした場合は当初出した開発の計画の変更が必要になってまいります。なので、そちらについては、どちらを選択されるのかというのはまだ分からない状況です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

〔1番 小倉哲也君着席〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件について、このまま討論、採決とするか継続審議とするかについて採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、本案件についてこのまま採決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成多数でございます。

それでは、これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

○8番（関 巖君） 8番、関です。本案件は、10月総会で再審議で許可しないものと全員一致で決めたところです。袖ヶ浦市農業委員会として、そういう大前提としては許可すべきではないという前提で判断している以上、それに基づいた変更許可も許可とするということは論理矛盾というか、あり得ないということで、変更の許可はすべきではないというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成なしでございます。

よって、議案第4号の整理番号1については不許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第4号の整理番号2についてご説明いたします。

議案8ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内及び市外在住の個人から農地7筆、3,503平方メートルを所有権移転及び賃貸借権を設定し、ドライバー等の休憩所としてドライブイン用地に転用している案件であり、令和3年4月7日の農業委員会総会を経て令和3年5月17日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。今回の申請は、水路の形質等を変更することに併せ、期間を変更しようとするものです。

総会資料の52ページを御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南側約950メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

計画変更の内容については、雨水浸透貯留施設の設置を変更し、浸透側溝及び浸透性舗装を設置することから、工事の変更が生じたことに加え、工事が遅れていることから、当初の計画から変更するものであります。

総会資料53ページに土地利用計画図、54ページに工程表、55ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、軽微な変更のみであり、事業内容に大きな変更がありませんので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略をいたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第5号 令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第5号の令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第5号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第5号の5ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が3件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で49.09アール、4,909平方メートルとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから4ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第6号についてご説明いたします。

議案の10ページを御覧ください。農業委員会は、農地法第52条の規定に基づき、毎年農地の賃借料情報を提供しています。この農地法第52条についてご説明しますと、農業委員会は農地の利用状況や賃貸借における賃借料などの情報を収集し、整理して、農地の利用集積など、賃借料の参考となるように情報提供することという内容になります。

次に、別紙の議案第6号、袖ヶ浦市の農地の賃借料情報を御覧ください。賃借料情報とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに締結された農地法第3条の賃貸借権設定及び農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による賃借料を集計し、田畑の地目別、袖ヶ浦地区、平川地区の2地区に分けた地区別の10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市全体の平均額などの情報になります。令和3年中に締結された賃貸借契約においては、市全体の賃借料平均額が、田、水稻の部が8,000円、畑の部が1万1,200円となっております。

参考といたしまして、議案11ページに前年の袖ヶ浦市農地賃借料情報を添付しております。前年度の賃借料平均額は、田、水稻の部で1万300円、畑の部が1万2,400円となっており、下がっているというようなこととなります。

賃借料の変動につきましては、水稻の部においては、令和3年は現物払い、または米価に基づく賃借について、農協の引取り価格を基に現金に換算して集計しているため、米価の低下に連動して下がっております。畑の部については、令和3年は袖ヶ浦地区で平均額が下がり、平川地区では平均額がやや上がっていますが、契約件数は平川地区が多いことから、全体としての平均額は変動なしとなっております。

なお、この賃借料情報は、耕作者が田畑を賃借料する際に参考とする情報の一つとして提供するものです。また、提供方法については、総会にて賃借料情報の承認を受けた後、農業委員会のホームページに掲載してお知らせします。議案11ページに令和2年の賃借料情報を添付しておりますので、ご参考にしてください。

説明は以上となります。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
採決をいたします。

議案第6号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

◎議案第7号 令和3年度袖ヶ浦市の別段の面積（下限面積）の設定について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第7号 令和3年度袖ヶ浦市の別段の面積（下限面積）の設定についてを議題といたします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第7号についてご説明いたします。

議案12ページを御覧ください。農業委員会は、農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、毎年別段の面積（下限面積）の設定または修正の必要性を検討することになっております。この別段の面積、下限面積とは、新規就農者などが農業に参入しやすいようにすることや地域の実情に合わせて農業委員会が定める下限面積のことをいいます。いわゆる最低限耕作に必要な面積で、主に農家要件の判定などに使用している数値です。なお、現在本市は農地法第3条第2項第5号に基づいた50アールで設定しております。

下限面積の設定案といたしましては、農業委員・農地利用最適化推進委員意見交換会で意見をいただきましたところですが、現状の下限面積を維持するという意見が多く、施設園芸などについては引き続き経営計画を個別に判断して許可するとのことでした。ということで、変更はしないというようなことをご提案ということになります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 協議報告第1号についてご報告いたします。議案13ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和4年1月1日から1月31日までで、1件でございます。

次に、協議報告第2号についてご報告いたします。議案14ページから15ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和4年1月1日から1月31日までで、7件でございます。

次に、協議報告第3号でございます。16ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和4年1月1日から1月31日までで、2件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第36回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時30分 閉会